

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成27年5月8日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (7) 議案第6号 農地利用集積計画の承認について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（33名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君	8番 兼村 正美 君
9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君	11番 大澤 慶一 君
12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君
15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君
18番 篠田 恭道 君	19番 横井 文雄 君	20番 中島 利彦 君
21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君
24番 神山 博和 君	25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君
27番 日置 香 君	28番 藤川 勝 君	29番 相宮 千秋 君
30番 永井 博光 君	31番 岡田 忠敏 君	32番 伊佐地鐵夫 君
33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君

○欠席委員（2名）

7番 清水 宗夫 君 36番 後藤 信一 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君
洞戸事務所 課長補佐	足立庄三郎 君	板取事務所 主任主査	長屋 守世 君
武芸川事務所 主査	松井 信弘 君	武儀事務所 主査	猿渡 香織 君
上之保事務所 主査	加藤光太郎 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君） 新緑が映える時期になりました。今は農家にとってはトラクターを動かす毎日で忙しいことと思います。そのような中、農業委員会に出席していただきお疲れ様です。本日もよろしくをお願いします。

○課長補佐（長尾成広君） それでは、農業委員会事務局長にあいさつをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） 坪茶の初摘みがあったみたいですが、初夏を感じる頃になりました。田植えもあちこちで始まっています。農業委員の皆様もますますお忙しい時期を迎えていると思いますが、本日はよろしくをお願いします。

実は現在、清流長良川の鮎を世界農業遺産として登録しようと岐阜県と流域の市で活動しているところであります。昨年度、美濃市が美濃和紙を世界遺産に登録したということで嬉しいニュースがありました。

世界農業遺産というものは、イタリア・ローマに本部が設置されています。そこに国際連合の食糧農業機関という組織がありまして、そこで農村文化や農村景観等を認定してその保全に努めているというものです。これまで世界で31の地域が認定されてきました。日本では2011年に佐渡・能登が登録され現在5地域が認定されています。本年度は7つの国内候補の中から、長良川の鮎を含めて3地域が申請されているのが現状です。今後、調査団が現地を訪れ、世界農業遺産の認定会議で審査されることとなります。

もし鮎が認定されれば関市の発展にもつながると考えています。認定に向けて知事をはじめとして一丸となって取り組んでいくことをご紹介しておきたいと思います。

○議長（佐藤善一君） それでは、ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、7番清水宗夫委員、36番 後藤信一委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

21番 増井賢一委員、22番 加藤政比古委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、小屋名地内、小屋名公民センターの北東210mほどに位置する田、675㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2番の案件で位置図は2ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保地内、戸丁公民館の北160mほどなどに位置する畑4筆、899㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

最後に3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、板取地内、板取門出体育館の南40mほどに位置する農振農用地である田、277㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

なお、譲渡人が長屋農業委員であるため、後ほどこの案件の審議では退出を願いますのでご協力をお願いいたします。

以上、所有権移転に関するもの3件、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。担当委員より1番について担当委員7番がお休みですので、もう一人の担当者に意見をお聞きします。

○ 16番（亀山 浩君） 1番について異議ありません。

○ 22番（加藤政比古君） 2番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） これより1番と2番の2件について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の1番と2番について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。

それでは、議案第1号の3番について26番長屋委員が譲受人であるため農業委員会等に関する法律第24条に従い退出していただきます。

（長屋委員退出）

それでは3番の案件について担当委員に意見をお聞きします。

○ 27番（日置 香君） 3番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） これより3番の案件について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の3番について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第1号の3件につきまして原案のとおり許可することといたします。

それでは、長屋委員に入室していただきます。

(長屋委員入室)

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は3ページになります。

1番の案件は位置図が4ページになります。

申請地は、鋳物師屋1丁目地内、南天神公園の南西190mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地2筆、401㎡です。

申請人は、現在住んでいる住宅が手狭になってきたため、自己用の住宅を建築したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が5ページになります。

申請地は、鋳物師屋1丁目地内、南天神公園の南西190mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、347㎡です。

申請人は、現在金属機械工業を営んでおり、事業拡張のため申請地に事務所と倉庫を建設したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が6ページになります。

申請地は、千足地内、千足体育館の西220mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、300㎡です。

申請人は、アパレル製造業を営んでおり、従業員等が増え駐車場が手狭になってきたため、申請地を駐車場に整備したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、既存施設の拡張（拡張にかかわる部分の面積が、既存の施設の1/2以内を超えないものに限る）に該当するため許可相当と判断します。

4番の案件は位置図が6ページになります。

申請地は、山田地内、山田公民センターの南南西350mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地2筆、901㎡のうち278.86㎡です。

申請人は、土木建設業を営んでおり、倉庫及び土木建設用資材置場が不足しているため、申請地に倉庫、資材置場を整備したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が8ページになります。

申請地は、下白金地内、白金水源地の東隣に位置する田、1248㎡です。

申請人は、農業経営が困難になってきたため、申請地を活用し農地の有効利用を図るため、太陽光発電設備を整備したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が9ページになります。

申請地は、下白金地内、下白金公民センターの西北西390mほどに位置する畑、152㎡です。

申請人は、現在岐阜市に居住しており、住居が手狭になってきたため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が10ページになります。

申請地は、武芸川町宇多院地内、宇田院公民館の南西460mほどに位置する畑、70㎡です。

申請人は、物置が手狭になってきたため、申請地に物置及び駐車場を整備したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

最後に8番の案件は位置図が11ページになります。

申請地は、武芸川町宇多院地内、宇田院公民館の南西460mほどに位置する田、310㎡です。

申請人は、相続により申請地を取得したが、仕事が多忙のため農業経営が難しく、申請地を有効活用するために太陽光発電設備を設置したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上8件について、ご審議をお願いします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番（早川英雄君） 1番、2番について異議ありません。
- 15番（山田晴重君） 3番について異議ありません。
- 17番（安田孝義君） 4番、5番、6番について異議ありません。
- 28番（藤川 勝君） 7番、8番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の8件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は6ページからになります。

1番の案件は位置図が12ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、鋳物師屋1丁目地内、南天神公園の南西210mほどに位置する

登記地目が畑、現況地目が宅地、372㎡です。

使用借人は、金型業を営んでおり、父である使用貸人より申請地を借り受け、事業を拡大するために工場を拡張整備したいというもの。使用貸人は、高齢により農業経営が困難になってきたため使用借人である息子の申し出に応じて貸し付けるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

2番の案件は位置図が13ページになります。

所有権移転で申請地は西神野地内、富野小学校の北東80mほどに位置する田、146㎡及び畑、18㎡です。

譲受人は、隣接地で刃物製造業を営んでおり、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が14ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、西神野地内、富野中学校の南440mほどに位置する田2筆、1136㎡です。

使用借人は、唐銅製品の製造販売業及び太陽光発電事業などを営んでおり、父親である使用貸人より申請地を借り受けて、太陽光発電設備用地として整備したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であるため第2種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

4番の案件は位置図が15ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、西神野地内、富野中学校の北北西370mほどに位置する田、673㎡です。

使用借人は、唐銅製品の製造販売業及び太陽光発電事業などを営んでおり、父親である使用貸人より申請地を借り受けて、太陽光発電設備用地として整備したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、3種農地に近接する10ha未満の農地であるため第2種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

5番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は、馬場出地内、十六所集会場の北西90mほどに位置する畑、109㎡および田、396㎡です。

譲受人は不動産業を営んでおり、申請地が分譲地に適した土地と考え、申請地を譲り受けて、分譲宅地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知ふれあいセンターの南西100mほどに位置する田900㎡です。

譲受人は不動産を営んでおり、申請地が建売分譲住宅に適した土地と考え、申請地を譲り受けて、建売分譲住宅を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道区域にあって、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設などがあるため第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が18ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、下有知地内、長良川鉄道関市役所駅の西北西60mほどに位置する田、320㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており家族が増え手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、高齢により農業経営が困難になってきたため娘である使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、概ね300m以内に駅があるため、第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が19ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の北西240mほどに位置する畑、284㎡のうち146.05㎡です。

使用借人は、現在申請地の北側に居住しており駐車場が手狭になってきたため、申請地を使用貸人である父より借り受け、自己用の駐車場敷地として整備したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から50年間としています。

9番の案件は位置図が20ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、山王通西地内、十三塚公民センターの南西190mほどに位置する畑、276㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、使用貸人である祖父より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、孫である使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

10番の案件で位置図は21ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、小瀬地内、小瀬南公民センターの北東190mほどに位置する田、

642㎡のうち354.71㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、手狭になってきたため、使用貸人である妻の祖母より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、孫の夫である使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えるため第3種農地と判断します。

11番の案件は位置図が22ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、植野地内、千疋4号組自治会集会場の北北西210mほどに位置する畑2筆、1412㎡のうち434.26㎡です。

借人は、ネジ・ボルト及びナット類の製造販売を業としており、業務拡大に伴い既設工場の部品倉庫が手狭になってきたため、申請地を借り受け倉庫及び駐車場を整備したいというもの。賃貸人は、借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

12番の案件で位置図は23ページになります。

所有権移転で申請地は、千疋地内、千疋4号組自治会集会場の南東80mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、754㎡です。

譲受人は、不動産業及び太陽光発電事業を営んでおり、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

13番の案件は位置図が24ページになります。

所有権移転で申請地は小屋名地内、国道156号と248号が交差する小屋名交差点の北東180mほどに位置する畑、1410㎡です。

譲受人は、刃物製造業を営んでおり、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、職員及び来客者駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

4月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

なお、この申請については、2月の総会にて審議し、2月28日に5条許可を得ておりましたが、その許可書の地積は、公募面積の1103㎡であり、許可後に実測したところ、1410㎡だったため、307㎡も多く、法務局で登記の際に農地転用の許可書が必要なため、面積の差があまりにもかけ離れているため、登記の許可が下りないので面積の訂正ができないかと相談がありました。その結果、4月に5条許可を取り消して、再度5条許可を取る方向で進んだものです。農地転用許可の面積を実測で取られてないために、売買価格に影響があり、売る側が損をする、登記ができないために、申請のやり直しをしたというものです。

14番の案件は位置図が25ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、山田地内、山田公民センターの南西350mほどに位置する畑、384㎡です。

使用借人は、現在親と同居しており、住居が手狭になってきたため、使用貸人である父より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、娘である使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

15番の案件は位置図が26ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は保明地内、保明集会場の北東150mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、274㎡です。

賃借人は、申請地の西側の道路向かいにて建築業を営んでおり、建築用資材置場が手狭になってきたため、申請地を借り受け、資材置場として整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から10年間としています。

16番の案件は位置図が27ページになります。

所有権移転で申請地は側島地内、側島公民館の北西200mほどに位置する登記地目が畑2筆、399㎡です。

譲受人は、申請地の東側においてダクト空調機器製造業を営んでおり、工場や駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自身が経営する会社に、倉庫、駐車場及び進入路として整備し貸し付けたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

4月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

17番の案件は位置図が28ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は武儀富之保地内、武儀西小学校の南430mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、84㎡です。

賃借人は、太陽光発電による売電事業を行っている法人であり、申請地を借り受け、太陽光発電施設用地として整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

18番の案件は位置図が29ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は洞戸大野地内、下洞戸活性化センターの西北西200mほどに位置す

る畑、1328㎡です。

賃借人は、伝統医学を専門とする医師であり、申請地を借り受けて、患者に対して食養生、行動療法、薬草療法、外的治療をバランスよく提供できる保養所施設を整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から5年間としています。

19番の案件は位置図が30ページになります。

所有権移転で申請地は洞戸大野地内、下洞戸活性化センターの西北西220mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、1328㎡です。

譲受人は、18番の保養所施設を整備する転用者の母であり、申請地を譲り受け、息子の保養所に賃貸するために駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地と判断します。

20番の案件は位置図が31ページになります。

所有権移転で申請地は武芸川町谷口地内、森本公民館の南東250mほどに位置する田、15筆4931㎡です。

譲受人は、不動産業及び太陽光発電による売電事業を行っている法人であり、申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、遠方に居住しており農業経営が困難であったため、譲渡人の申し出に応じるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地と判断します。

21番の案件は位置図が32ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小学校の北東210mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、341㎡です。

使用借人は、現在親と賃貸住宅に同居しており、手狭になってきたため、使用貸人である父より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

4月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため第3種農地と判断します。

22番の案件は位置図が33ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は武芸川町跡部地内、武芸川浄化センターの北西60mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、585㎡です。

賃貸人は、機械部品加工及び太陽光発電による売電事業を行っている法人であり、申請地を借り受け、太陽光発電施設用地として整備したいというもの。賃借人は、農業経営が困難なため、賃貸

人の申し出に応じるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権の設定に関するもの8件、賃貸借権の設定に関するもの5件、計22件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番（早川英雄君） 1番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 2番、3番、4番について異議ありません。
- 10番（後藤利彦君） 5番について異議ありません。
- 11番（大澤慶一君） 6番、7番について異議ありません。
- 13番（杉山徳成君） 8番、9番、10番について異議ありません。
- 15番（山田晴重君） 11番、12番について異議ありません。
- 16番（亀山 浩君） 13番について異議ありません。
- 17番（安田孝義君） 14番について異議ありません。
- 18番（篠田泰道君） 15番、16番について異議ありません。
- 21番（増井賢一君） 17番について異議ありません。
- 24番（神山博和君） 18番、19番について異議ありません。
- 28番（藤川 勝君） 20番、21番について異議ありません。
- 30番（永井博光君） 22番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の22件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの5件、使用貸借権の設定に関するもの8件の、計22件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

- 事務局課長補佐（長尾成広君）農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は15ページになります。

1番の案件は位置図が34ページになります。

許可期間の変更で申請地は、保明地内、保戸島橋の南西230mほどに位置する田、3384㎡です。

当初事業計画者は、平成26年3月19日5条許可（一時転用）として砂利採取事業をしておりましたが、諸般の事情により許可日より1年という期間内に工事が完了できなくなったため、工事期間を延長したいというものです。

2番の案件は位置図が35ページになります。

許可期間の変更で申請地は、保明地内、保戸島橋の南西270mほどに位置する田、3155㎡です。

当初事業計画者は、1番の案件と同じ転用事業者であり、平成26年3月25日5条許可（一時転用）として砂利採取事業をしておりましたが、諸般の事情により許可日より1年という期間内に工事が完了できなくなったため、工事期間を延長したいというものです。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○18番（篠田泰道君）業者に話を聞きましたところ、許可を取るのが早すぎたということで、ここで事務局にお尋ねしたいことがあります。今回は工期の延長ということで、事業計画変更ができました。しかし、別の場所で、工期の完了が4月21日だったのが5月15日予定になり、事業計画変更申請されていない工事もあります。何日以上の延長になると、変更申請をしないといけないのでしょうか

○事務局課長補佐（長尾成広君）厳密に言えば、工期が延長されると予想された段階で、工期中に事業計画変更を申請したいのですが、現実的には2、3週間の延長は黙認しています。

○22番（加藤政比古君）工期を長めに設定したらいいのではないですか

○事務局課長補佐（長尾成広君）適切な期間を設定していただくことになっています。先程、篠田委員が業者から許可をとっておきながら工事を始めるのが遅かったというお話がありましたが、農地転用の許可だけ先に申請しておいて開発許可が取れなくて、同時許可がとれないために何カ月も農転の許可書が宙に浮いてしまうという事実があります。実際の許可が下りる頃には当時審議したような周りの土地の環境と実情が変化していたりもしますので、県の方から、開発の許可が下りるのが3ヵ月以上も先になると見込まれる場合、先に農転の申請をするのことは控えてくださいという指導を受けています。

加藤さんがおっしゃられるように、少しくらいの幅を持つことはいいと思いますが、1年のところを2年も延長して3年にするのは適正とはいえないと思います。

○議長（佐藤善一君）色々意見がございましたが、今後はそのように対応していただきたいと思います。その他に質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の2件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の2件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に議案第5号農地の買受適格証明に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

議案は15ページになります。

民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

議案は16ページになります。

1番の案件は位置図が36ページになります。

申請地は、千疋地内、千疋4号組自治会集会場の北東80mほどなどに位置する農振農用地である田2筆、2006㎡です。

申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成27年6月2日から6月9日までです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しております。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君） 質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号の1件について原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は17ページから23ページになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規7筆4件、更新2筆1件、賃貸借権の設定に関するもの新規28筆17件、更新54筆23件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が、87筆114888㎡、畑が5筆6077㎡です。

地区は、下有知、東志摩、上白金、下白金、小屋名、西田原、東田原、大杉、東本郷、上之保、富之保、武芸川町谷口、宇多院、の13地区です。

設定を受ける方は、三輪幸博ほか8件です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君） 質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第6号について原案のとおり許可することといたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回1件の届出があります。議案は24ページになります。

番号1の案件は賃借人が長尾金義です。

上之保地内の田1筆、1360㎡です。

合意解約日は、平成27年3月23日です。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は6月8日午前10時からの予定です。

また、5月の主な行事予定は、5月18日が転用申請等受付締切日で、5月19日、20日が転

用申請等現地確認日で5月29日が農業会議答申日です。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午後11時10分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市西神野1665番地

㊦

21番 関市下之保1449番地

㊦

22番 関市上之保1139番地

㊦
